

令和元年11月7日から

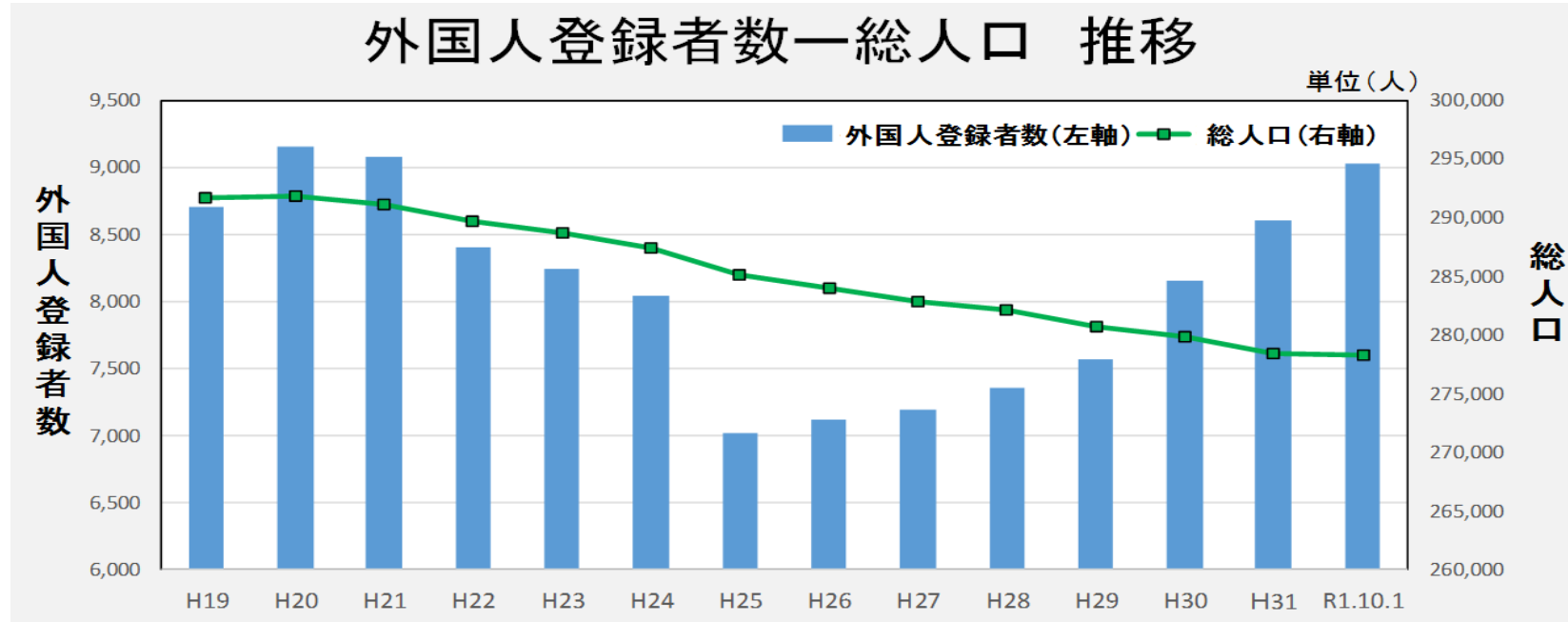
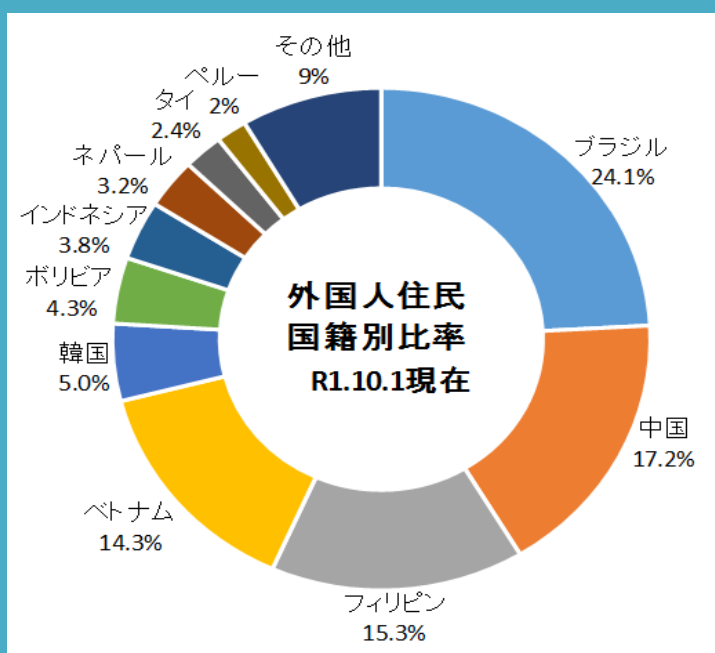
タブレット端末を利用した 多言語遠隔通訳サービスを開始



令和元年11月7日

津市に住む外国人住民数の状況

津市に住む外国人住民数は、平成20年のリーマンショックや平成23年の東日本大震災以後、減少が続いていたが、平成26年から増加に転じ、令和元年10月1日には**外国人住民数は9,027人に上り、総人口に対して3.24%**となっている



近年の 傾向

- ・これまで居住の多かった日系南米諸国(ブラジル・ボリビア・ペルー等)の出身者以外の**アジア系の国々(フィリピン・ベトナム等)の出身者の転入が増加している**
- ・出身国は76ヵ国に上り、外国人住民の母国語が多様化している

外国人住民に対応するための国の取り組み

平成30年12月25日

日本人と外国人が安心安全に暮らせる社会を実現するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議で決定される

平成31年 4月

「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改訂する法律」が改正され、新たな外国人材の受入れ制度がスタート、外国人住民の増加が見込まれる

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

● 外国人受入環境整備交付金の創設 (法務省 出入国在留管理庁)

生活者としての外国人を支援する施策として、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を設置することを支援する

平成30年度補正予算 10億円
平成31年度予算 10億円

津市はこの交付金を活用

整備費 6,090千円
運営費 2,230千円

外国人住民への窓口サービスの課題

現状

市民交流課多文化共生担当においては、市職員によるポルトガル語、スペイン語、英語の3言語での通訳や翻訳の対応に限られるため、それ以外の言語を母国語とする外国人住民の場合、「やさしい日本語」や母国語ではない第二言語の英語でコミュニケーションを取っていた

平成30年度市民交流課窓口相談件数 (上位内訳) 2,884件

□ 保険・年金手続き	553件
□ 住民登録（転出入、死亡、出生等）	450件
□ 生活困窮相談	302件
□ 税務相談	263件
□ 納付相談	231件
□ 母子・父子・児童虐待等相談	182件

外国人住民からの相談は、福祉関係、納税関係と生活に関する相談が多数を占める状況となっている

交付金を活用し、タブレット端末によるテレビ電話機能を利用した遠隔通訳システム
(13言語対応)を導入

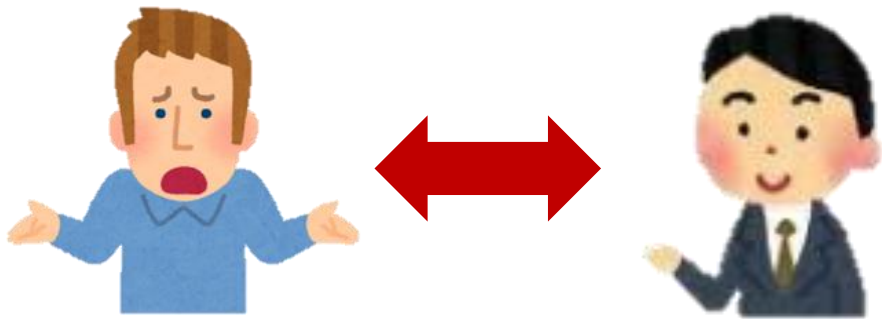
母国語での通訳が可能な
津市在住の外国人住民の
割合

約3割 → 約9割！

タブレット端末による遠隔通訳システムを導入

多言語対応導入前

ポルトガル語、スペイン語、
英語以外の
市役所窓口対応



ポルトガル語、スペイン語、英語以外の言語については、「やさしい日本語」による対応のため時間を要していたり、相談者が用意した通訳者等により対応しており、相談者にも負担をかけていた

多言語対応導入後



対応可能言語

英語、中国語、韓国語、
ポルトガル語、スペイン語、
フィリピン語、ベトナム語、タイ語、
フランス語、ネパール語、
ヒンディー語、ロシア語、
インドネシア語（13言語）

- ◆ コールセンターの通訳員とタブレット端末のテレビ電話機能を介し、三者間通話を行うことで、速やかな対応が可能
- ◆ 音声に加え、タブレットの画面を通して書類の確認ができ、お互いの表情も分かることから円滑なコミュニケーションが可能

通訳システム業務委託料

モバイル端末機による遠隔通訳システム業務委託
1,151,700円 ● うち1/2が交付金

今後の窓口対応

既存の通訳員の相談体制の強化



【11月7日 タブレット端末導入以降】
軽微な手続き等の相談を、市職員がタブレット端末で対応することにより、既存の通訳員は、時間のかかる手続きや相談にきめ細かく対応することが可能

● 通訳員の賃金1/2が交付金

行政情報チラシの翻訳

子ども医療費（中学3年生まで）のしおり

※未就学児は窓口無料（通称無料）となります。必ず裏面をご覧ください。

○ 対象となる人

- ・0歳～中学3年生までの子ども（15歳に達した最初の3月31日まで）
- ※なお、保護者等の所得により受給資格に該当しない場合があります。

○ 手続きに必要なもの

- ・印鑑（スタンプは除く）・医療保険証（子どもの氏名が記載されているもの）
- ・現金通帳
- ・マイナンバーが確認できるもの

○ 申請が遅れると

要件の該当日から2か月を経過、転入の人は転入の日から1か月を経過した場合、資格取得日は申請月の初日となります。

○ こんなときは届出

こんなとき	届出するもの
住所・氏名が変わったとき	印鑑・受給資格証
医療保険証が変わったとき	印鑑・受給資格証・新しい医療保険証
前払口座が変わったとき	印鑑・受給資格証・新しい現金通帳
転出したとき	印鑑・受給資格証
転入したとき	印鑑・受給資格証
転居したとき	印鑑・受給資格証
受給資格証をなくしたり、汚したとき	印鑑・汚した受給資格証

○ 自動継続（住所変更による自動継続のしくみ（県内の医療機関で受診した場合））

①受診のときに医療保険証と受給資格証を提示
受給資格に該当が必用

②医療機関

③医療機関で受診したとき

④医療機関で受診したとき

⑤医療機関で受診したとき

⑥医療機関で受診したとき

⑦医療機関で受診したとき

⑧医療機関で受診したとき

⑨医療機関で受診したとき

⑩医療機関で受診したとき

⑪医療機関で受診したとき

⑫医療機関で受診したとき

⑬医療機関で受診したとき

⑭医療機関で受診したとき

⑮医療機関で受診したとき

⑯医療機関で受診したとき

⑰医療機関で受診したとき

⑱医療機関で受診したとき

⑲医療機関で受診したとき

⑳医療機関で受診したとき

㉑医療機関で受診したとき

㉒医療機関で受診したとき

㉓医療機関で受診したとき

㉔医療機関で受診したとき

㉕医療機関で受診したとき

㉖医療機関で受診したとき

㉗医療機関で受診したとき

㉘医療機関で受診したとき

㉙医療機関で受診したとき

㉚医療機関で受診したとき

㉛医療機関で受診したとき

㉜医療機関で受診したとき

㉝医療機関で受診したとき

㉞医療機関で受診したとき

㉟医療機関で受診したとき

㊱医療機関で受診したとき

㊲医療機関で受診したとき

㊳医療機関で受診したとき

㊴医療機関で受診したとき

㊵医療機関で受診したとき

㊶医療機関で受診したとき

㊷医療機関で受診したとき

㊸医療機関で受診したとき

㊹医療機関で受診したとき

㊺医療機関で受診したとき

㊻医療機関で受診したとき

㊼医療機関で受診したとき

㊽医療機関で受診したとき

㊾医療機関で受診したとき

㊿医療機関で受診したとき

○ 給付額（1つの医療機関で1か月単位で計算します。）

① 医療機関で支払った医療費（保険診療分）[臨時医療費を含む]の自己負担額と、（入院の食事療養にかかると医療費は、給付の対象となります。）

ただし、加入医療保険から医療費や附加給付金が支払われる場合は給付額から控除します。（保険により、附加給付金の有無があります。）

② 医療給付以外のものは対象となりません。（乳幼児の定期検診や予防接種、妊娠・出産費用）

③ 給付額は、医療機関ごとに医療・入院別に1か月単位で計算します。ただし、同一医療機関であっても医療と入院以外の診療料とは合算して計算は行いません。（医療機関での支払金額は10円未満の端数を四捨五入して計算しますが、福祉医療給付金は1円単位で計算します。医療に支払った金額と若干の差が生じる場合があります。）

※ 受給資格を喪失した場合は、速やかに受給資格を申請してください。
（受給資格証は毎年6月1日で更新となります）

津市健康福祉部健康保険課 福祉医療課（1階5番窓口）
電話 999-229-3151（直通）

PTIC

【順次実施予定】
窓口で配布用の、福祉、保健、教育等の行政情報チラシを翻訳し、外国人住民への適正な情報提供を実施

● 翻訳料の全額が交付金

令和4年度以降の成人式

「津市二十歳のつどい」に名称変更し 20歳を対象に実施



令和元年11月7日

民法改正と成年年齢について

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)の成立

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立

意義

18歳、19歳の若者が自らの判断で人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする

施行

令和4年4月1日

成年年齢(18歳)となりできるようになること

- 親の同意なしに、下記の契約が可能となる
〔 携帯電話の契約、部屋の賃貸契約、ローン契約、
クレジットカード作成 など 〕
- 自分の住む場所、進学や就職なども自分の意思で決定できる
- 10年有効パスポートの取得、公認会計士や司法書士等の職業に就く

成年年齢が
引き下げられる一方で

飲酒、喫煙などに
関する年齢制限



20歳のまま維持

令和4年度以降に実施する成人式の課題

成年(成人)を迎える時期について

対象者の生年月日	成年を迎える時期	成年を迎える年度	法令
～平成14年4月1日	20歳の誕生日	令和3年度以前	施行前
平成14年4月2日～ 平成16年4月1日	令和4年4月1日	令和4年度 (18・19・20歳が混在)	施行後
平成16年4月2日～ 平成17年4月1日	18歳の誕生日		
平成17年4月2日～	18歳の誕生日		

18歳を対象とした場合、進学や就職など進路選択の時期と重なる
令和4年度は3年齢が成年を迎えるため、会場確保や運営が困難

令和4年度以降の成人式のあり方を、検討する必要がある

成人式に係る各自治体の対応状況等

各自治体の対応状況

インターネット上で方針を公表している自治体
(津市教育委員会 調査)

20歳を対象とする
事業を実施

63自治体

< 令和元年11月6日現在 >

※ 若者やご家族の不安を解消するため、いち早く方針を決定

成人式に関わる各種団体等からの意見

貸衣装、美容、
着付け、呉服、
写真などの
各種団体等

- 令和4年度に18、19、20歳の3年齢が対象となった場合、人数が多く、対応が難しい
- 18歳を対象とする場合、進学や就職で負担が大きく、参加できない人も多くなる
- ご家族も含め、今まで通り20歳の方一人一人への心配りを大切にしていきたいため、20歳を対象にしてほしい

教育委員会としての令和4年度以降の成人式の考え方

これまでの成人式を「津市二十歳のつどい」に名称変更して実施

- 令和4年度には、18歳から20歳を迎える方が全て成人となるが、これまで通り20歳を対象に「津市二十歳のつどい」に名称を変更して実施
- 令和5年度以降も、20歳を対象に「津市二十歳のつどい」を実施

理由

- ① 成年年齢は18歳に引き下げられるが、飲酒や喫煙などについては健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から現状維持となっており、これらの制限がなくなる節目の20歳が自立した青年を祝う時期として適している
- ② 20歳を対象に開催することで、大学進学や就職等を機に市外へ出た人が帰省し、同級生との交流の中で絆を再確認でき、故郷津市を大切に思う心を育むよい機会となる
- ③ 18歳で成人式を実施することは、進学や就職など進路選択の大事な時期と重なるため課題が多く、新成人や家族の負担から教育的配慮が必要である
- ④ 成人式の対象年齢について、内閣府の調査では71.9%の若者が、日本財団の調査では74.0%の若者がそれぞれ20歳が望ましいと回答している
- ⑤ 成人式に関わる各種団体等は、対象者が落ち着いて成人式に参加できる状況であることが大切であり、今まで通り20歳の方を対象とするのが望ましいとの思いを持っている

18歳に達した若者への対応

課題

- 令和4年度以降、18歳に達した若者が成年となり、祝福される一方で、早い段階から大人として社会で自らの役割と責任を果たしていくことが求められる

津市教育委員会から三重県教育委員会への依頼

- 高等学校において、現在実施されている主権者教育や消費者教育を始めとする教育活動がより一層推進されるよう依頼



周知方法等について

令和元年 1 1 月	市ホームページに「津市二十歳のつどい」について掲載
令和 2 年 1 月	成人式にて周知
その他	広報津等を活用し随時周知を実施

令和元年度の成人式

日 時	令和2年1月12日(日) 13時30分～15時(開場は12時30分)	
会 場	津市産業・スポーツセンター サオリーナ	
対 象	平成11年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人	

※ 令和元年11月1日現在で、津市に住民登録している人に案内状を送付
(12月上旬頃)

※ 就職・進学などにより、津市に住民登録していない人も参加可能